

指定施設の不在者投票管理者の皆様へ

不在者投票の公正な実施確保に向けた 外部立会人選任等の手続きについて

■ 指定施設における不在者投票

県の選挙管理委員会が指定した病院、老人ホーム等（指定施設）においては、入院・入所者が病院長や施設長等の不在者投票管理者の下で投票を行うことができます。



■ 不在者投票における立会人

指定施設において行われる不在者投票の手続の全般にわたって立会い、**不在者投票が公正に行われるか監視する役割**を持つのが立会人です。立会いのないところで行われた不在者投票は無効となります。

■ 選挙の公正な実施確保のための公職選挙法改正

※ 手続きの詳細は中面をご覧ください。

◆ 不在者投票における外部立会人の努力義務化

法改正により指定施設の不在者投票管理者には、**市町村の選挙管理委員会**が選定した外部立会人を立ち合わせる等の、不在者投票の公正な実施確保の**努力義務**が設けられました。（公職選挙法第49条第10項）

◆ 外部立会人の選任等の手続き

指定施設の不在者投票管理者は、施設所在地の市町村選挙管理委員会と外部立会人の受入れ（日時等）について事前に連絡・調整し、選任の手続きを経て、外部立会人を立ち合わせて不在者投票を実施します。

◆ 外部立会人に要した経費支払いの手続き

市町村選挙管理委員会が選定した外部立会人を選任した場合は、外部立会人の立会いに要した経費（外部立会人に支給した謝金等）について、所定の請求手続きを経て、不在者投票管理者に支払われます。

様式等は山形県選挙管理委員会のホームページからダウンロードできます。
(<http://www.pref.yamagata.jp/ou/910001/>)

山形県選挙管理委員会



■ 選定依頼・経費請求書送付先・お問い合わせ

- 外部立会人の選定依頼は、施設所在地の市町村選挙管理委員会に連絡をお願いします。
- 経費請求書の送付先は、中面の「請求書送付先」（一覧表）までお願いします。
- その他、お問い合わせがございましたら、下記の連絡先までお願いします。

《市町村選挙管理委員会》

| 市町村名 | 郵便番号 | 所在地 | 電話番号 |
|------|----------|-----------------------|--------------|
| 山形市 | 990-8540 | 山形市旅籠町二丁目3番25号 | 023-641-1212 |
| 米沢市 | 992-8501 | 米沢市金池五丁目2番25号 | 0238-22-5120 |
| 鶴岡市 | 997-8601 | 鶴岡市馬場町9番25号 | 0235-25-2111 |
| 酒田市 | 998-8540 | 酒田市本町二丁目2番45号 | 0234-26-5765 |
| 新庄市 | 996-8501 | 新庄市沖の町10番37号 | 0233-22-2111 |
| 寒河江市 | 991-8601 | 寒河江市中央一丁目9番45号 | 0237-86-2111 |
| 上山市 | 999-3192 | 上山市河崎一丁目1番10号 | 023-672-1111 |
| 村山市 | 995-8666 | 村山市中央一丁目3番6号 | 0237-55-2111 |
| 長井市 | 993-8601 | 長井市ままの上5番1号 | 0238-84-2111 |
| 天童市 | 994-8510 | 天童市老野森一丁目1番1号 | 023-654-1111 |
| 東根市 | 999-3795 | 東根市中央一丁目1番1号 | 0237-42-1111 |
| 尾花沢市 | 999-4292 | 尾花沢市若葉町一丁目1番3号 | 0237-22-1111 |
| 南陽市 | 999-2292 | 南陽市三間通436番地の1 | 0238-40-8536 |
| 山辺町 | 990-0392 | 東村山郡山辺町緑ヶ丘5番地 | 023-667-1111 |
| 中山町 | 990-0492 | 東村山郡中山町大字長崎120番地 | 023-662-2111 |
| 河北町 | 999-3511 | 西村山郡河北町谷地戊81番地 | 0237-73-2115 |
| 西川町 | 990-0792 | 西村山郡西川町大字海味510番地 | 0237-74-2111 |
| 朝日町 | 990-1442 | 西村山郡朝日町大字宮宿1115番地 | 0237-67-2111 |
| 大江町 | 990-1101 | 西村山郡大江町大字左沢882番地の1 | 0237-62-2111 |
| 大石田町 | 999-4112 | 北村山郡大石田町緑町1番地 | 0237-35-2111 |
| 金山町 | 999-5402 | 最上郡金山町大字金山324の1 | 0233-52-2111 |
| 最上町 | 999-6101 | 最上郡最上町大字向町644番地 | 0233-43-2111 |
| 舟形町 | 999-4601 | 最上郡舟形町舟形263番地 | 0233-32-2111 |
| 真室川町 | 999-5312 | 最上郡真室川町大字新町127番5 | 0233-62-2111 |
| 大蔵村 | 996-0212 | 最上郡大蔵村大字清水2528番地 | 0233-75-2111 |
| 鮭川村 | 999-5292 | 最上郡鮭川村大字佐渡2003番の7 | 0233-55-2111 |
| 戸沢村 | 999-6401 | 最上郡戸沢村大字古口270番地 | 0233-72-2111 |
| 高畠町 | 992-0392 | 東置賜郡高畠町大字高畠436番地 | 0238-52-4475 |
| 川西町 | 999-0193 | 東置賜郡川西町大字上小松1567番地 | 0238-42-6689 |
| 小国町 | 999-1363 | 西置賜郡小国町大字小国小坂町二丁目70番地 | 0238-62-2112 |
| 白鷹町 | 992-0892 | 西置賜郡白鷹町大字荒砥甲833番地 | 0238-85-6120 |
| 飯豊町 | 999-0696 | 西置賜郡飯豊町大字椿2888番地 | 0238-87-0520 |
| 三川町 | 997-1301 | 東田川郡三川町大字横山字西田85番地 | 0235-35-7009 |
| 庄内町 | 999-7781 | 東田川郡庄内町余目字町132番地1 | 0234-42-0128 |
| 遊佐町 | 999-8301 | 飽海郡遊佐町遊佐字舞鶴211番地 | 0234-72-5880 |

H31.2現在

《山形県選挙管理委員会関係》

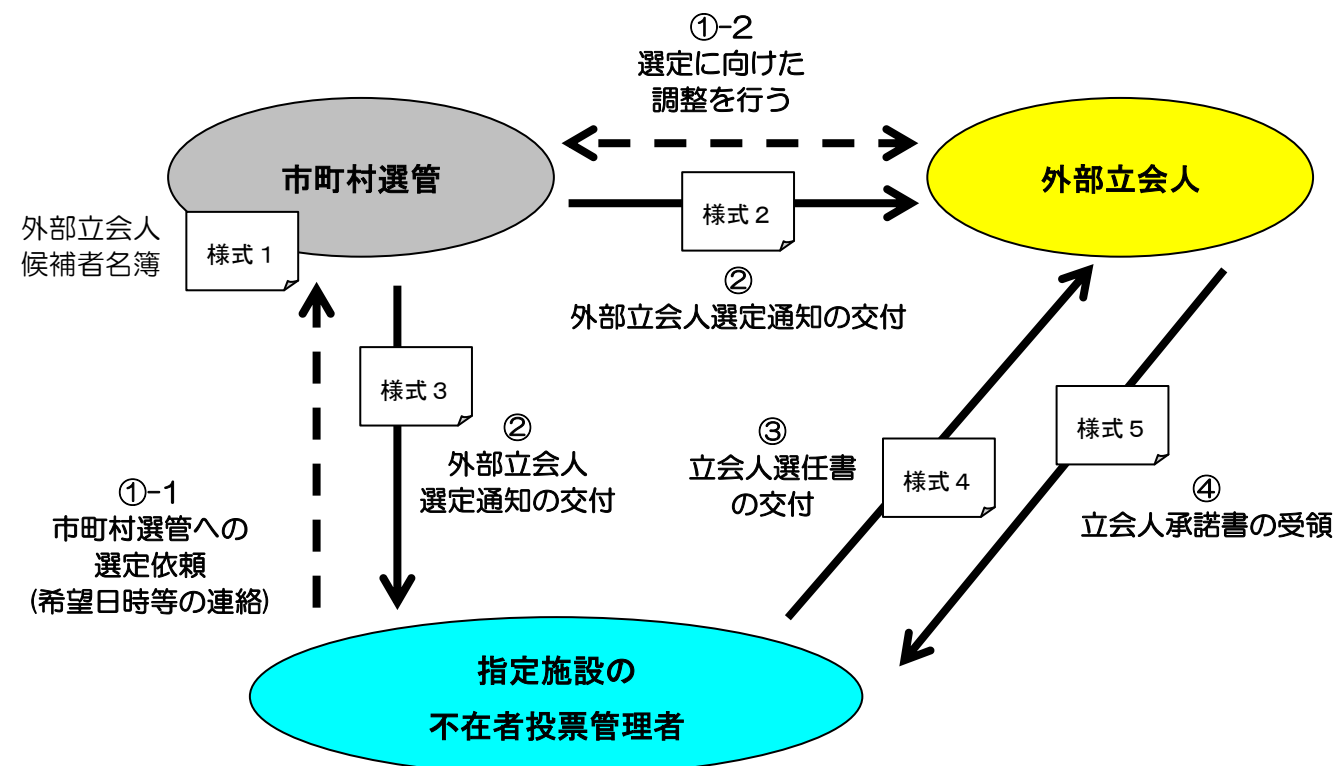
| 機関名 | 所在地 | 電話番号 |
|-------------------------|---------------------------------|--------------|
| 村山地方事務局 (村山総合支庁総務課内) | 〒990-2492 山形市鉄砲町二丁目19-68 | 023-621-8107 |
| 最上地方事務局 (最上総合支庁総務課内) | 〒996-0002 新庄市金沢字大道上2034 | 0233-29-1206 |
| 置賜地方事務局 (置賜総合支庁総務課内) | 〒992-0012 米沢市金池七丁目1-50 | 0238-26-6100 |
| 庄内地方事務局 (庄内総合支庁総務課内) | 〒997-1392 東田川郡三川町大字横山字袖東19-1 | 0235-66-5417 |
| 山形県選挙管理委員会事務局 | 〒990-8570 山形市松波二丁目8-1 | 023-630-2081 |



◆ 外部立会人の選任等の手続き

- ① 市町村選管への選定依頼 《指定施設 ⇒ 市町村選管》
- 指定施設の不在者投票管理者は施設所在地の市町村選管に連絡し、希望日時等を伝え外部立会人の選定を依頼する。(市町村選管は、外部立会人候補者名簿【様式第1号】の中から選定に向けた調整を行う。)
- ※ 市町村選管における選定には時間を要しますので日程に余裕をもった連絡をお願いします。
- ② 外部立会人選定通知の交付 《市町村選管 ⇒ 外部立会人》 《市町村選管 ⇒ 指定施設》
- 市町村選管で選定した外部立会人に対し、外部立会人選定通知【様式第2号】が交付される。また、指定施設に対し外部立会人選定通知【様式第3号】が交付される。
- ※ 当該立会人が市町村の職員や市町村選管の職員である場合は、謝金等の支払いは不要であるため、右記の経費支払いの手続きを行う必要はありません。(選定通知に謝金等の支払いが不要である旨が記載されます。)
- ③ 立会人選任書の交付 《指定施設 ⇒ 外部立会人》
- 指定施設の不在者投票管理者は、外部立会人に対し、立会人選任書【様式第4号】を作成し交付する。
- ④ 立会人承諾書の受領 《外部立会人 ⇒ 指定施設》
- 指定施設の不在者投票管理者は、外部立会人から立会人承諾書【様式第5号】を受領する。
- 指定施設における不在者投票の実施

◆ 外部立会人の選任等の手続き【フロー図】



◆ 外部立会人に要した経費支払いの手続き

- ⑤ 謝金等の支払い 《指定施設 ⇒ 外部立会人》
- 指定施設の不在者投票管理者は、市町村選管が選定した外部立会人に対し、実際に立会いに従事した時間に応じ謝金等として、右記の金額(上限)を支払う。
- ※ 食事等の休憩時間は従事した時間に含まれません。
- ※ 当初予定していた従事時間と異なる場合は、実際の従事時間(実績)に基づき支払ってください。
- ※ 9,300円以上の支払いとなる場合は、所得税を源泉徴収する必要があります。(国税庁HP：給与所得の源泉徴収税額表(日額表)の丙欄参照)
- | 立会いに従事した時間 | 謝金等の額(上限) |
|-------------------|-----------|
| 1時間(1時間以下) | 1,259円 |
| 2時間(1時間を超え、2時間以下) | 2,518円 |
| 3時間(2時間を超え、3時間以下) | 3,776円 |
| 4時間(3時間を超え、4時間以下) | 5,035円 |
| 5時間(4時間を超え、5時間以下) | 6,294円 |
| 6時間(5時間を超え、6時間以下) | 7,553円 |
| 7時間(6時間を超え、7時間以下) | 8,812円 |
| 7時間を超える場合 | 10,700円 |
- * 1時間未満の端数は切り上げとなります。
- ⑥ 領収書を徴する 《外部立会人 ⇒ 指定施設》
- 指定施設の不在者投票管理者は、外部立会人から領収書【様式第6号】を徴する。
- ⑦ 経費請求書等の提出 《指定施設 ⇒ 当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会》
- 指定施設の不在者投票管理者は、選挙の種類に応じ、右記の請求書送付先に対し、添付書類を添えて経費請求書【様式第7号】を提出する。
- 《添付書類》
- 市町村選管から交付された外部立会人選定通知のコピー【様式第3号】
 - 外部立会人から徴した領収書のコピー【様式第6号】
- ※ 経費を請求できるのは、左記の手続きを経て市町村選管が選定した外部立会人にかかる経費のみであり、指定施設が独自で選任した立会人にかかる経費は請求できませんので御注意ください。
- | 選挙の種類 | 請求書送付先 |
|--------------------------|----------------------|
| 衆議院議員総選挙 参議院議員通常選挙 | 山形県選挙管理委員会 各地方事務局 |
| 山形県知事選挙 山形県議会議員選挙 | 山形県選挙管理委員会 各地方事務局 |
| 市町村長選挙 市町村議会議員選挙 | 市町村選挙管理委員会 |
| 他都道府県の選挙 (ex.他県の知事選挙) | 当該都道府県の 選挙管理委員会 |
- * 他都道府県及び市町村(県内含む)の選挙に係る請求にあたっては、事前に請求手続き等について、当該都道府県及び市町村の選管にお問い合わせください。
- ⑧ 経費の支払い 《当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会 ⇒ 指定施設》
- 指定施設に対し、外部立会人に要した経費が支払われる。

◆ 外部立会人に要する経費支払いの手続き【フロー図】

